

# 長野県産学官協働人材育成円卓会議設置要綱

## (設置)

第1 少子高齢化、人口減少社会の到来により、持続可能な地域社会の構築に向けた新たな取組が大きな課題となる中、長野県の持つポテンシャルを十分に活かし、新たな付加価値の創出を担うことのできる人材の育成について、県内大学と産業界・行政が一体となって取り組むため、長野県産学官協働人材育成円卓会議（以下「円卓会議」という。）を設置する。

## (検討事項)

第2 円卓会議は、次に掲げる事項について検討、協議を行うものとする。

- (1) 人材育成に係る現状と問題点について
- (2) 人材育成のための大学と産業界による協働体制、及びアクションプランについて
- (3) その他必要と認める事項について

## (組織)

第3 円卓会議は、設置趣旨に賛同した、大学、産業界、行政の関係者、20名程度で組織する。

## (任期)

第4 委員の任期は、平成25年9月6日から平成27年3月31日までとする。

ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

## (座長)

第5 円卓会議に座長をおき、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6 円卓会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

## (準備委員会等)

第7 会議の円滑な進行を補佐するため、円卓会議に準備委員会を置く。

- 2 専門的事項を調査・検討するため、必要に応じて準備委員会にワーキンググループを置くことができる。
- 3 準備委員会及びワーキンググループの設置に関し必要な事項は、別に定める。

## (その他)

第8 その他、円卓会議の運営に関して必要な事項は、座長が円卓会議に諮って定める。